

「ことば」シリーズ13

言葉に関する問答集6



文化庁

「ことば」シリーズ13
言葉に関する問答集 6

昭和55年 4 月10日 発行

定 価 270円

編 集 文 化 庁

発 行 大 蔵 省 印 刷 局

東京都港区虎ノ門二丁目2番4号
(03)(582) 4411

落丁、乱丁はおとりかえます。

「ことば」シリーズ 13

言葉に関する問答集 6

文 化 庁

前 書 き

文化庁では、昭和五十四年度も昭和四十七年六月の国語審議会建議「国語の教育の振興について」の趣旨に基づき、「ことば」シリーズ13「言葉に関する問答集6」を刊行し、これを広く配布することとしました。

この本は、既刊の「ことば」シリーズ3・5・7・9・11「言葉に関する問答集」1～5に続くもので、日常生活における具体的な言葉の使い方、書き方、読み方等広く関心を持たれている問題を取り上げて一問一答の形式で解説したものであります。

当然のことながら、これらの問題に関連がある国語施策として示されている「当用漢字音訓表」「送り仮名の付け方」等は決して国民を拘束するものではなく、またそれ以外のものが日本語としてすべて間違いであるとしているものでもありません。しかし、我々の社会生活を円滑に進めていくためには、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等の公共性の高い分野では良い文章表現のための目安を定めておく必要があるというのが、国語審議会の答申の趣旨であります。そして、これらの国語施策が示されているのであります。

したがって、この本に掲げられている答えも、国語施策の示すところに従って文章を書くことすれば、こうもなるであらうというものを中心としております。その意味で、我々が日本語における言葉の問題を考える場合の一つの参考となるであらうと考えます。

この「ことば」シリーズ全体の趣旨としても、国民の言語生活について規範を示していこうとするよりも、むしろ我々が日本語について考えたり話し合ったりするきっかけとなり、参考となるものであることをねらいとしておりま

す。そして、広く国民の間に国語に対する認識が深まり、国語を大切にする精神が高まっていくためにお役に立つこととなれば、誠に幸いと存じます。

終わりに、本書の作成に当たって、御協力くださった方々に、心から感謝申し上げます。

昭和五十五年三月

文化庁文化部長

塩 津 有 彦

企画、執筆等に御協力くださった方々

(五十音順、敬称略)

氏名	現職
天沼 寧	大妻女子大学教授
加藤 彰彦	実践女子短期大学教授
斎賀 秀夫	国立国語研究所言語計量研究部長
武部 良明	早稲田大学教授
林 大	国立国語研究所長
室屋 晃	文化部国語課長
上岡 威	文化部国語課課長補佐
大木 正義	文化部国語課国語調査官
木村 秀次	文化部国語課国語調査官

なお、文化庁においては、主として次の者が本書の編集、作成に当たった。

前 書 き

目 次

言葉に関する問答編

漢字の使い分けに関連する問題

12

問 1 「機械」と「器械」の使い分け

問 2 「既成」と「既製」の使い分け

問 3 「共同」と「協同」の使い分け

問 4 「採決」と「裁決」の使い分け

問 5 「実体」と「実態」の使い分け

問 6 「進路」と「針路」の使い分け

問 7 「配布」と「配付」の使い分け

問 8 「平行」と「並行」の使い分け

問 9 「編成」と「編制」の使い分け

問 10 「野生」と「野性」の使い分け

問 11 「科する」と「課する」の使い分け

問 12 「永い」と「長い」の使い分け

問 13 「良い」と「善い」の使い分け

問 14 「表す」と「現す」の使い分け

問 15 「収まる（―める）」と「納まる（―める）」の使い分け

11

- 問 16 「延びる（―ばす）」と「伸びる（―ばす）」の使い分け
 問 17 「交ざる（―じる、―ぜる）」と「混ざる（―じる、―ぜる）」の使い分け
 問 18 「会う」と「遭う」と「合う」の使い分け
 問 19 「犯す」と「侵す」と「冒す」の使い分け
 問 20 「取る」と「執る」と「採る」等の使い分け
 問 21 「進める」と「勧める」と「薦める」の使い分け
 問 22 「開く（―ける）」と「空く（―ける）」と「明く（―ける）」の使い分け
 問 23 「上がる（―げる）」と「挙がる（―げる）」と「揚がる（―げる）」の使い分け

二 漢語の書き表し方、漢字の読み方に関連する問題……………

40

- 問 24 「一応」か「一往」か
 問 25 「気運」か「機運」か
 問 26 「決着」か「結着」か
 問 27 「淡泊」か「淡白」か
 問 28 「肉薄」か「肉迫」か
 問 29 「二男」か「次男」か
 問 30 「愛想」の読み
 問 31 「奥義」の読み
 問 32 「合点」の読み
 問 33 「詩歌」の読み
 問 34 「富貴」の読み
 問 35 「順風満帆」の「満帆」の読み

問 36 「お手数ですが…」というときの「お手数」の読み

三 送り仮名、仮名遣い等の表記に関連する問題……………

57

問 37 「当る」か「当たる」か

問 38 「必ず」か「必らず」か

問 39 「世界じゅう」か「世界ぢゅう」か

問 40 「書きずらい」か「書きづらい」か

問 41 「こじんまり」か「こぢんまり」か

問 42 「つくづく」「つれづれ」か「つくづく」「つれづれ」か

問 43 呼びかけの場合、「おうい」か「おい」か

問 44 「ほうる」か「ほおる」か

問 45 「ベッド」か「ベツト」か

問 46 「アルミニウム」か「アルミニューム」か

問 47 横書きの場合、「ひとつ」は「一つ」か「1つ」か

問 48 文章中では、「パーセント」と書くか「%」と書くか

四 その他の問題……………

69

問 49 「任す」と「任せる」

問 50 「——人」と「——名」の違い

問 51 「二年ぶり」と「二年ごし」

問 52 「見まい」か「見るまい」か

参 考 資 料

- 問 53 「取りたての野菜」か「取れたての野菜」か
問 54 「濃いめ」という表現は正しいか
問 55 「……しない前」という表現は正しいか
問 56 「耳ざわりがよい」というのは一般的な表現か
問 57 「負けずぎらい」という表現はおかしくないか
問 58 「○○さんの家から三軒目」という場合、「○○さんの家」は含まれるのか
問 59 「お話しになれる」という表現は正しいか
問 60 「案内所でしょうか」という表現は正しいか

「異字同訓」の漢字の用法（第八十回国語審議会総会（昭和四十七年六月二十八日）資料）

言葉に関する問答編

一 漢字の使い分けに関連する問題

〔同一〕「機械」と「器械」の使い分け

〔答〕一定の働きをする複雑な道具に「きかい」という語が用いられている。これを漢字で書き表す場合、一般には「機械」が用いられているが、「器械」を用いることもある。そこで、「機械」と「器械」の使い分けが問題になるわけである。

これを漢字の意味の方から考えると、「機」は「からくり」であり、複雑な働きをする装置である。これに対し、「器」は「うつわ」であり、一定の用途に用いる道具である。また、「械」の方は、本来は罪人をいましめる「かせ」の意味であり、罪人の手足や首にはめて自由を奪う刑具である。それが「技巧を凝らして作ったもの」の意味に用いられるようになり、「機械」又は「器械」の語が生まれたわけである。

したがって、「機械」が「動力を加えることにより、一定の運動をして一定の作業を行う装置」に用いられるのは、その文字の意味にかなった用い方である。「工作機械」「包装機械」などの用い方も同じである。これに対し、「器

械」の方は、「形を持っていて一定の働きをする装置」に用いられている。「測定器械」「光学器械」などの用い方がこれである。一定の用具を用いる体操が「器械体操」と書かれるのも、その用いる装置が「機械」でなく「器械」の方だからである。

このように見てくると、「機械」の方には、動力が続く限り一定の運動・作業を続ける特性のあることに気付く。その場合に人間は、ただ必要な制御を行えばよいのである。これに対し、「器械」の方は、一定の働きはするが、それを活用するのは人間であるということになる。一般に「機械」について「操作する」という語が用いられ、「器械」について「運用する」という語が用いられるのも、このような「機械」「器械」の特性の違いによるわけである。なお、ひな比的に用いる「きかい的」は「機械的」と書かれている。その理由は、「機械」の行う運動・作業の特性を反映しているからである。すなわち、個々の場合について一つ一つ考慮を払うことなく、型にはまった形で行うのが「機械的」である。「機械的に処理する」「機械的な考え

方」などは、正にそのような点で「機械」と同じなのである。「機」と「器」の使い分けについては、「言葉に関する問答集2」の「問28」「拡声機」か「拡声器」かを参照。）

〔問2〕「既成」と「既製」の使い分け

〔答〕 既にできているものについて「きせい」という語が用いられている。この場合、日常生活では、「既製品・既製服」などの書き表し方が目に付く。したがって、一般には「既製」と書かれていいると考えてよいのである。

しかし、もう一つ、「既成」という書き表し方の語も存在しているのである。そうして、この方は、「既成事実・既成条件」などと用いる場合が見られるのである。

これを漢字の意味から考えると、「製」というのは、「製造・特製」などと用いるように、「品物をこしらえる」意味を持っている。したがって、それに「既（すでに）」を組み合わせた「既製」は、「商品として出来上がっているもの」について用いる。「既製品・既製服」というのは、この意味である。

これに対し、「成」の方は、「成功・完成」などと用いるように、「物事を成し遂げる」意味を持っている。したがって、それに「既（すでに）」を組み合わせた「既成」は、「事柄として出来上がっているもの」について用いる。「既

成事実・既成条件」などという用い方が見られるのは、そのためである。

つまり、「既製」の方は、特別にあつらえる意味の「注文」に対して用いる語である。「注文品・注文服」に対するのが、「既製品・既製服」である。「オーダー・メイド」に対する「レディー・メイド」が「既製」である。「既製」という語が商業関係で用いられるのも、「既製」がこのような意味を持っているからである。「既製窓わく」「既製コンクリート」などの用い方も同じである。

これに対し、「既成」の方は、まだそうならない意味の「未成」に対して用いることになる。すなわち、「鉄道の既成線」は既に営業を開始している路線であり、これに対するのが「未成線」である。これに準じ、既に出来上がっている道徳や宗教について、「既成道徳・既成宗教」のようにも用いる。「既成政党」というのは、既に特定の政治思想を持って活動している政党のことである。「既成作家」というのは、既に文壇で地位を確立して活躍している作家のことである。

〔問3〕「共同」と「協同」の使い分け

〔答〕 一緒に行う物事に関して「きょうどう」という語を用いる場合、一般には「共同生活・共同墓地」のように書かれている。しかし、「きょうどう組合」の場合は「協

同組合」である。そこで、「共同」と「協同」の使い分けが問題になるわけである。

これを漢字の意味から考えると、「共」の方は字訓が「とも」で、「一緒」の意味である。これに対し、「協」の方は字訓が「あわせる」で「力を合わせて一緒に行う」意味になる。したがって、これに「同(おなじ)」を組み合わせた「共同」の方は、「共同の生活・共同の墓地」というように名詞で用いられるが、そこに動詞の意味は出てこないのである。これに対し、「協同」の方は「協同する組合」のように動詞の意味を持つところに特徴が見られるのである。

つまり、「共同」の方は、「二人以上の者の同一の資格による結合」である。「共同行為・共同謀議・共同戦線・共同防衛」のように用いる場合、すべて「共同」である。その点でこういう「共同」は、「共演・共学・共有・共用」などと用いる「共」と同じである。法令用語としての「共同正犯・共同海損」なども、基本的には「同一の資格による結合」の「共同」である。

これに対し、「協同組合」が「協同」を用いるのは、単に一緒になるだけでなく、相互扶助を原則として生産・分配・消費その他の利益増進のために結合するからである。すなわち、「多くの人が心を合わせて行う」意味を強調したものである。したがって、「協同組合」と同じような「協同組織」は他にも見られるわけである。また、「隣

保協同・産学協同・協同一貫輸送・生産協同体」などを用いられるのも「協同」の方である。

ただし、「きょうどう一致」のような一般語については、「共同一致」も「協同一致」も見られるようである。これも本来は「協同して一致する」意味で「協同」のはずである。それが「共同」と書かれるようになったのは、国語審議会が漢字表記のゆれを取り上げた際に、「協同」と「共同」について「共同」に統一する扱いをしたことによるものである。

これを審議してまとめたのが「語形の「ゆれ」について」という部会報告(昭和三十六年三月)であるが、その際に用いた資料によると、「協同」と「共同」について、「共同」の方が好ましいとする扱いが見られ、次のように掲げられている。

共同 ⑧ 協同 固有名詞は別

ここに⑧と示されているのは、日本新聞協会の新聞用語懇談会で編集した『新聞用語集』に、このような扱いが見られるということである。

そこで、このときに参考とした『新聞用語集』の扱いを見ると、次のようになっている。

きょうどう(協同) ↓ ⑧ 共同 (固有名詞の「○○協同組合」等の場合は別)

したがって、国語審議会審議資料の「固有名詞は別」とい

う注記も、具体的には「〇〇協同組合」等を指すことが分かるのであり、こういう場合にだけ「協同」を用いるということである。そのため、「共同する」「共同一致」などの書き方も正しいと見られるに至ったのである。

しかし、その『新聞用語集』の方も、その後の改定に当たって次のように改め、現在に及んでいる。

きょうどう (協同) ↓ 共同 「協同一致、協同組合、産学協同」などは別

こうなると、本来の「共同」「協同」の使い分けにもどしたと考えられるのである。したがって、「共同」「協同」を使い分けるに当たっては、「二人以上の者の同一の資格による結合」の場合に「共同」を用い、「多くの人が心を合わせて行う」場合に「協同」を用いるのが好ましいわけである。

なお、この場合に、「きょうどうする」という動詞の形になるのは、「協同」の方だけである。数多くの用例の中には「共同して計画を立てる」「共同して声明を発表する」なども見られるが、こういう場合の「共同して」は「共同で」の意味で用いたにすぎないのである。

〔問4〕「採決」と「裁決」の使い分け

〔答〕最後の決定を行う場合、「さいけつ」という語が用いられている。ところが、これを漢字で書き表す場合、

「採決」と「裁決」の二つがあり、分野によって使い分けられるのが実情である。

まず、「採決」の方であるが、これは会議を行う場合に用いられる語である。会議というのは、それを構成する議員又は委員によって審議が進められるものである。その場合、最後にその会議体としての決断を下すことになるが、これについては、議長が各構成員に賛成か反対かの最後の決断を求めることになる。これが「採決」である。

ただし、一般の会議の規範となっている「衆議院規則」(昭和二十二年六月衆議院議決)を見ると、これについて「表決」という語が用いられ、次のように書かれている。

第四百四十八条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

第四百五十条 議長が表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

ここに用いられている「表決」というのが、各構成員が最終的決断を行うことである。そうして、議長として各構成員にそのような決断を行わせることについて、「表決を採る」あるいは「決を採る」という言い方が用いられている。これが「採決」である。したがって、「表決」は各構成員を主体とした用語であり、「採決」は議長又は委員長を主体とした用語である。「討論採決」などの語が用いられるのも、この立場からの言い表し方である。